

青森県行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 青森県における行政改革を推進し、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応したより簡素で効率的・効果的な行政運営の確立を図るため、青森県行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、青森県の行政改革の推進に関する重要事項について調査審議し、青森県行政改革推進本部に意見を述べる。

また、青森県行政改革大綱の推進状況について、青森県行政改革推進本部に必要な助言等を行う。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15名程度とする。

2 委員は県政について優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(小委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政経営推進室において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日に廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。